

事業主の皆さんへ

障害者の雇用ガイド

「障害者の雇用の促進等に関する法律」等において、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的とした諸施策が講じられています。

令和4年9月

香 川 県

あなたの会社は法定雇用率を達成していますか？

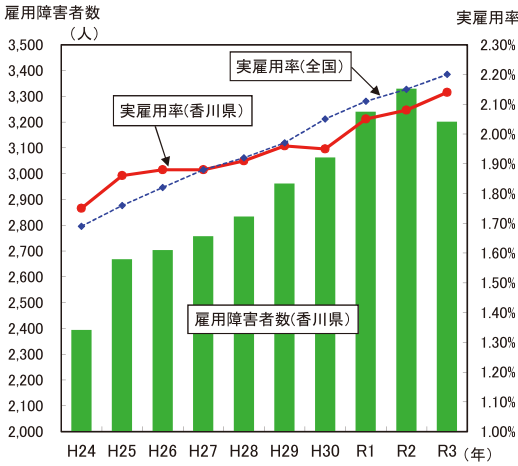
県内では 54.6%の企業が法定雇用率を達成しています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、一般の民間企業は、その常用労働者数の 2.3%以上(H30.4.1 ~ R3.2.28 の間は 2.2%以上)の障害者を雇用しなければならないと定められています。

令和3年6月1日現在の本県の民間企業(常用労働者 43.5 人以上規模)における雇用障害者数は、3,201.5 人で前年より 127.5 人減少し、実雇用率は 2.14%(全国 2.20%)となっています。

また、法定雇用率を達成した企業の割合は、54.6%で全国値(47.0%)を上回っています。しかし、依然、約4割の企業が未達成となっています。

○県内の民間企業における障害者の雇用者数及び実雇用率の推移



○県内の民間企業における障害者の雇用状況 (常用労働者 43.5 人以上規模)

区分	調査年	障害者数 a (人)	常用労働者数 b (人)	実雇用率 a/b	企業数 c (社)	達成割合	
						達成 d (社)	d/c
香川県	R3年	3,201.5	149,912.0	2.14%	881	481	54.6%
	R2年	3,329.0	160,054.0	2.08%	873	486	55.7%
	R1年	3,240.0	157,894.0	2.05%	867	483	55.7%
全国	R3年	597,786.0	27,156,780.5	2.20%	106,924	50,306	47.0%
	R2年	578,292.0	26,866,997.0	2.15%	102,698	49,956	48.6%
	R1年	560,608.5	26,585,858.0	2.11%	101,889	48,898	48.0%

(注) 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしています。

資料：障害者雇用状況報告 (各年6月1日現在) 香川労働局

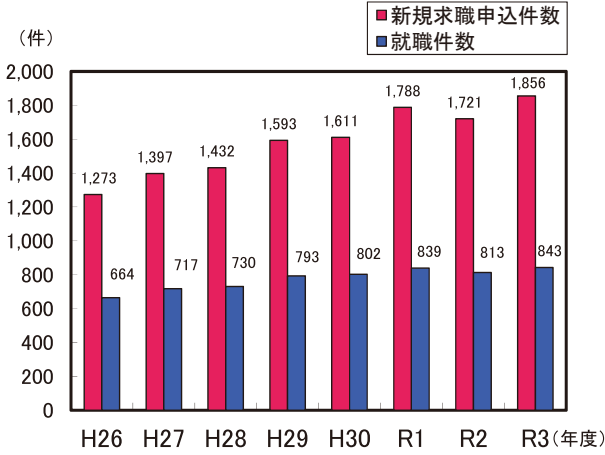
本県における障害者の職業紹介状況は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度には、新規求職申込件数、就職件数ともに9年ぶりに減少しましたが、令和3年度は、コロナ禍以前の水準を上回る結果となるなど、増加傾向にあります。その理由としては、障害者の「働きたい」という意欲の高まりや、企業側の障害者雇用への意識の高まりなどが考えられます。働くことは、障害のあるなしにかかわらず、自立した生活を支える基本であることをご理解いただき、障害者と障害のない方がともに働く社会の実現に向け、ご協力をお願いします。

○ハローワークにおける職業紹介状況

(単位：件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
新規求職 申込件数	身体	604	583	566	618	596	649	664	643
	知的	170	233	244	233	218	245	214	219
	精神	438	485	521	641	687	748	672	795
	その他	61	96	101	101	110	146	171	199
	計	1,273	1,397	1,432	1,593	1,611	1,788	1,721	1,856
就職件数	身体	321	301	272	302	274	264	271	261
	知的	109	135	151	142	134	148	149	142
	精神	211	243	261	298	352	351	315	359
	その他	23	38	46	51	42	76	78	81
	計	664	717	730	793	802	839	813	843

(各年度末現在) 香川労働局



障害者雇用率と算定の特例

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者の雇用機会の確保のために、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用と雇用状況の報告を義務付けています。

(問い合わせ先 ハローワーク)

◇障害者雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「全て事業主は、(中略)進んで対象障害者(※)の雇入れに努めなければならない。」とされており、一般事業主は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。

※対象障害者：身体障害者、知的障害者又は精神障害者

☆法定雇用率 **民間企業 2.3%、公的機関、独立行政法人など 2.6% (都道府県などの教育委員会は 2.5%)**

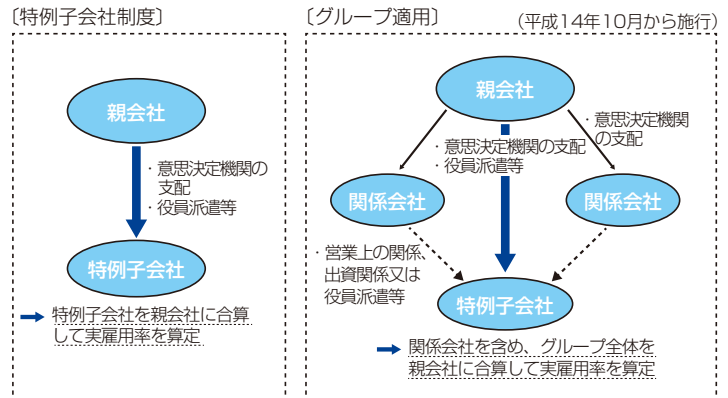
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{法定雇用障害者数} \\ \text{(障害者の雇用義務数)} \\ \hline \text{※小数点以下の端数は切捨て} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{労働者の数} \\ \text{(ただし、短時間労働者の数} \times 0.5) \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{法定雇用率} \\ \text{(2.3\%)} \end{array}$$

注) 一定の業種に属する事業を行う事業主については、法定雇用率算定基礎となる常用労働者数の計算にあたって、一定数に相当する労働者数を控除できます。

◇障害者雇用率算定の特例

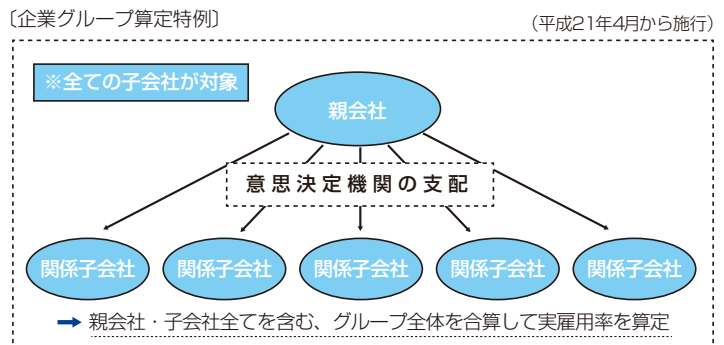
○特例子会社制度

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定ができます。



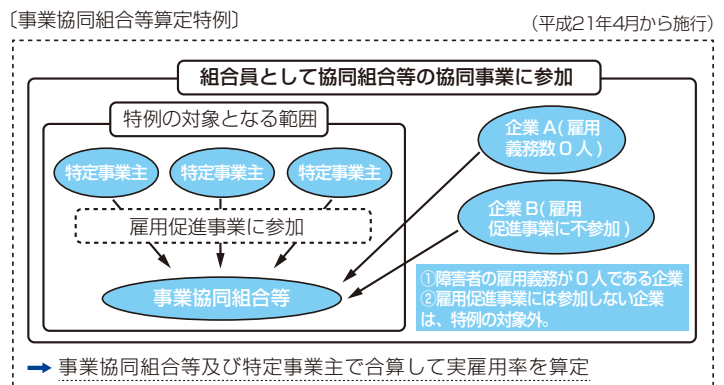
○企業グループ算定特例

一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率の通算ができます。



○事業協同組合等算定特例

中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等(特定組合等)とその組合員である中小企業(特定事業主)で実雇用率の通算ができます。



(出典：厚生労働省ホームページ「障害者雇用率制度」)

障害者雇用の進め方

初めて障害者雇用に取り組む場合は、「障害特性」「仕事内容」「勤務時間や給与の額などの労働条件」や「経営者や社員の理解」など、分からないことや不安に感じることが多いと思います。

まずは、支援機関と連携し、次のようなステップを着実に踏むことが大切です！

【支援機関】 ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センター

ステップ ① 障害者雇用の理解を深める



相談

情報収集

社内理解の促進

- ・ハローワークなど支援機関への相談
- ・障害者雇用職場の見学 ・各種セミナーへの参加
- ・特別支援学校の見学

- ・社員研修の実施
- ・啓発資料の配布
- ・障害者実習生の受入れ

ステップ ② 職務の選定



社内検討

相談

- ・社内検討、支援機関との相談により配置部署や従事職種を選定

ステップ ③ 受入態勢を整備



受入態勢

雇用条件

採用計画

- ・施設などの改造、指導担当者の選任、受入部署での研修など受入態勢の整備
- ・雇用形態、労働時間、賃金等の決定
- ・採用計画の作成

ステップ ④ 採用活動



募集 ~ 採用

- ・ハローワークへの求人申込
- ・障害者就職面接会への参加
- ・支援機関、特別支援学校などとの連携

ステップ ⑤ 職場定着



雇用管理

職場改善

- ・ハローワークなどの支援機関、特別支援学校と連携し、職場定着のための支援・雇用管理、必要な職場改善の実施

☞ 初めて障害者雇用に取り組む場合には、障害者雇用に関する情報の収集、社内啓発や社内調整、ハローワークなど支援機関との連携など、幅広く活動することが求められますので、専任の担当者やチームを決めて対応していくと進めやすいでしょう。

参考：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用-事業主のためのQ&A集-」

障害者雇用推進者の選任等

(問い合わせ先 ハローワーク)

○障害者雇用推進者の選任

常用労働者を 43.5 人以上雇用する事業主は、障害者の雇用の促進及びその継続を図るための諸条件の整備を図るための業務や、障害者雇用状況の報告、障害者の解雇の届出業務等を行うための「障害者雇用推進者」の選任に努めなければなりません。

○障害者職業生活相談員の選任と報告

事業主は、常用労働者である障害者を5人以上雇用する事業所において、障害者である労働者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う「障害者職業生活相談員」を選任しなければなりません。また、選任した場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長に選任届を提出してください。

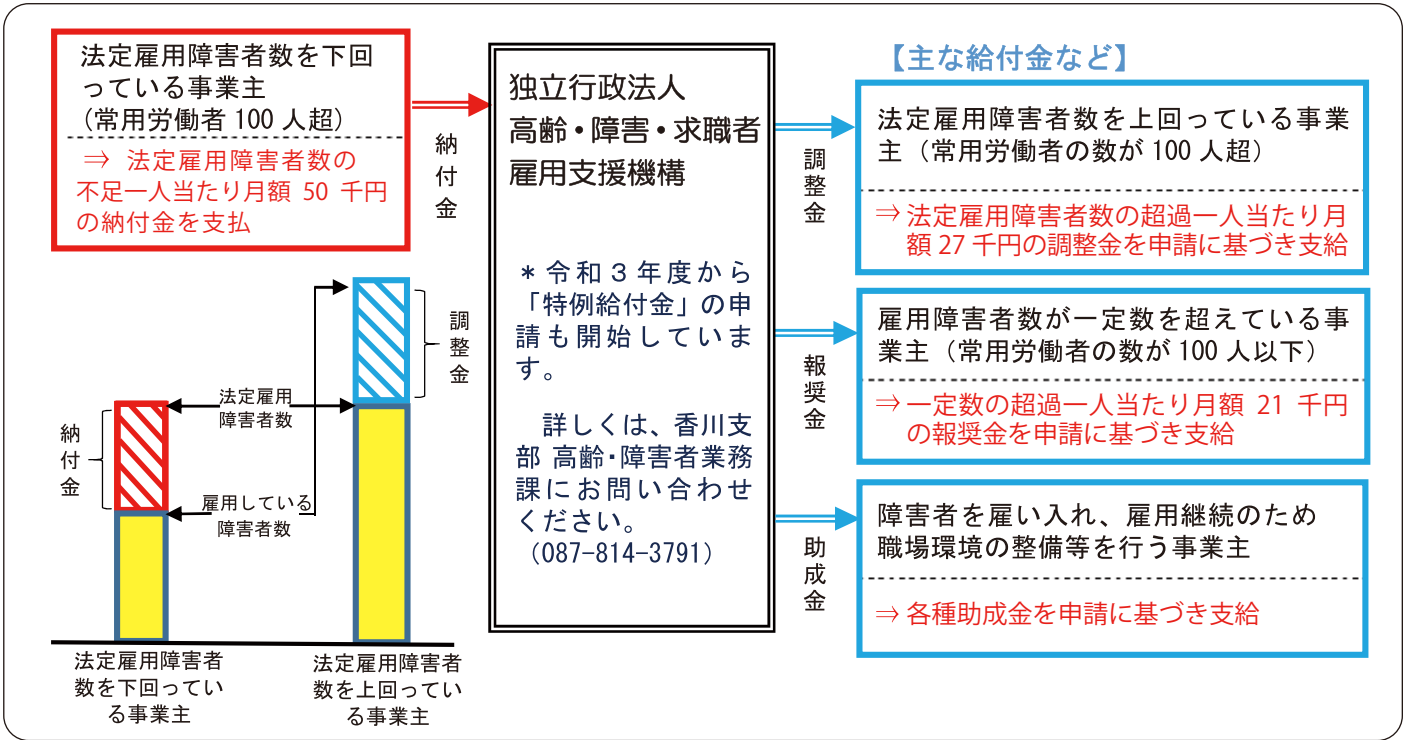
○解雇の届出

障害者の早期再就職を図るため、事業主が障害者を解雇する場合には、解雇の告知後速やかに解雇する障害者の氏名、性別、年齢、住所、職種、解雇年月日及び解雇理由を公共職業安定所長に届出なければなりません。ただし、労働者の責に帰すべき理由、天災地変その他やむを得ない理由の場合は除かれます。

障害者雇用納付金制度に基づく雇用の促進 (概要)

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整と、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、法定雇用障害者数を下回っている事業主から納付金を徴収し、法定雇用障害者数を上回っている事業主に対して調整金、その他一定の要件を満たした事業主に対して報奨金、特例給付金等を支給する制度です。

(問い合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 高齢・障害者業務課)



障害者雇用のための助成措置

税制上の特例措置

障害者を雇用する事業所には、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法において、税制上の特例措置が講じられています。

(問い合わせ先 税務署、県税事務所、市町税務課、ハローワーク)

項目	要件	内容
助成金の特別措置・非課税措置 (法人税・所得税) 【税務署】	固定資産の取得又は改良のために、国、地方公共団体又は障害者雇用納付金制度に基づく助成金の交付を受け、交付目的に適合した固定資産の取得又は改良したこと。	【法人税】助成金は益金の額に算入されますが、圧縮記帳により圧縮限度額の範囲内で固定資産の帳簿価額を損金の額に算入することができます。【所得税】助成金は総収入金額に不算入とすることができます。その固定資産は助成金の額を控除した金額で取得したものとされます。
不動産取得税の軽減措置 【県税事務所】	・雇用障害者数が20人以上(※)、かつ障害者雇用割合が50%以上(※) ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して、平成31(2019)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの間に取得した事業用家屋 (作業の用に供するものに限る。)	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額します。
固定資産税の軽減措置 【市町税務課】	・雇用障害者数が20人以上(※)、かつ障害者雇用割合が50%以上(※) ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して、平成31(2019)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの間に取得した事業用家屋 (作業の用に供するものに限る。)	価格の1/6に相当する額に税率及び障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額します。(取得後5年間)
事業所税の軽減措置 【市町税務課】	障害者を雇用する事業所	従業者割の事業所税について、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において、障害者は従業者から除くものとされています。
	・雇用障害者数が10人以上、かつ障害者雇用割合が50%以上(※) ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の受給を受けて施設を設置を行った場合	資産割の事業所税について、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除します。

(※) 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウントします。

法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度における障害者の算定方法

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5 ※

※ 精神障害者である短時間労働者で、①かつ②を満たす方については、1人をもって1人とみなす。

①新規雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

②令和 5(2023)年3月 31 日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

障害者雇用のための助成措置

雇入れ関係の助成金

(問い合わせ先 ハローワーク)

特定求職者雇用開発助成金	
特定就職困難者コース 障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※1)事業主に対して助成	【身体・知的障害者(重度以外、45歳未満)】1人あたり120万円(中小企業以外50万円)、短時間労働者(※2)は80万円(中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】1人あたり240万円(中小企業以外100万円)、短時間労働者(※2)は80万円(中小企業以外30万円)
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 発達障害者又は難病患者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※1)事業主に対して助成	1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※2)は80万円(中小企業以外30万円)

(※1)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること (※2)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

トライアル雇用助成金	
障害者トライアルコース 就職が困難な障害者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成	【精神障害者の場合】・助成期間：最長6か月・トライアル雇用期間：原則6～12か月 ・助成額：雇入れから3か月間は1人あたり月額最大8万円、雇入れから4か月以降は1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】・助成期間：最長3か月・トライアル雇用期間：原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能。 ・助成額：1人あたり月額最大4万円
障害者短時間トライアルコース 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長12か月間)

雇用環境の整備関係等の助成金

(問い合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 高齢・障害者業務課)

障害者作業施設設置等助成金 雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3又は支給限度額のいずれか低い額
障害者福祉施設設置等助成金 継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主又は当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1/3又は支給限度額のいずれか低い額
障害者介助等助成金 雇い入れる又は継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置又は委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置を行う事業主に対して助成	次の費用又は支給限度額のいずれか低い額 【職場介助者の配置又は委嘱】支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置又は委嘱の継続措置】支給対象費用の2/3 【手話通訳、要約筆記等の担当者の委嘱】委嘱1回あたりの費用の3/4 【障害者相談窓口担当者の配置等】・専従 担当者1人あたり月額8万円 ・兼任 担当者1人あたり月額1万円・研修の受講(受講費):障害者専門機関等に支払った額の2/3、(賃金):担当者1人あたり1時間につき700円 ・障害者専門機関等への委嘱:対象経費の2/3 【職場支援員の配置】・雇用による配置 1人あたり月額4万円(中小企業以外3万円、短時間労働者はそれぞれ半額)・職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限とする。・委嘱による配置 支援1回あたり1万円(最大月4万円が上限)・助成対象期間2年間(精神障害者3年間) 【職場復帰支援】・1人あたり月額6万円(中小企業以外月額4.5万円) ・講習経費 5万円以上～10万円未満:1事業所あたり3万円(中小企業以外2万円)、10万円以上～20万円未満:1事業所あたり6万円(中小企業以外4.5万円)、20万円以上:1事業所あたり12万円(中小企業以外9万円)・助成対象期間1年間
職場適応援助者助成金 職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成(同一の企業在籍型職場適応援助者については申請事業所毎で1回まで) (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 ・1日の支援時間が4時間以上(精神障害者は3時間以上)の日 1.6万円 ・1日の支援時間が4時間未満(精神障害者は3時間未満)の日 8千円 ・助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限 ②企業在籍型職場適応援助者 ・精神障害者の支援 1人あたり月額12万円(中小企業以外月額9万円) ・短時間労働者は月額6万円(中小企業以外月額5万円) ・精神障害者以外の支援 1人あたり月額8万円(中小企業以外月額6万円) ・短時間労働者は月額4万円(中小企業以外月額3万円) ・助成対象期間は6か月が上限 【職場適応援助者養成研修】 養成研修受講料の1/2
重度障害者等通勤対策助成金 雇い入れる又は継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成	支給対象費用の3/4又は支給限度額のいずれか低い額
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 重度障害者等を多数継続して雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる事業主に対して助成 (※)重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2/3(特例の場合3/4)又は支給限度額のいずれか低い額

障害者雇用のための各種援助

障害者の雇用を促進することを目的として、様々な援助措置が講じられています。障害のある方を雇用する際に事業主の方が受けられる支援には次のメニューがあります。

障害者委託訓練事業

高等技術学校が事業主に委託し、事業所現場を活用して実践的な職業能力の開発・向上を図るための訓練を行うもので、事業主は、訓練終了後、引き続き雇用することも可能です。

- ・ 期間 1か月～3か月(1月あたり100時間程度)
- ・ 委託先 企業等
- ・ 委託費 中小企業：訓練生1人につき月額9万円を上限
中小企業以外：訓練生1人につき月額6万円を上限
- ・ 訓練生 訓練手当の支給(要件あり)

(問い合わせ先) 香川県立高等技術学校 高松校・丸亀校

障害者就職チャレンジ事業

障害者に関する知識や雇用経験がないなど雇用に不安がある事業所と、仕事への適性や体力面など就職に不安のある障害者、双方の不安を解消し、雇用につながるよう、職場実習(短期的な就労体験)を支援します。

- ・ 期間 3日～10日間
- ・ 謝金 受入事業所へ1日あたり1,100円
- ・ 実習生 1日あたり1,100円、実習期間中の傷害保険を負担

(問い合わせ先) 香川県労働政策課
県内の障害者就業・生活支援センター

ジョブコーチによる支援

障害者が円滑に職場に適応することができるよう障害者職業センターのジョブコーチ又は社会福祉法人等に所属するジョブコーチが事業所等に出向き、障害者、事業主及び障害者の家族に対し、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施するものです。

(問い合わせ先) 香川障害者職業センター

トライアル雇用

障害者に関する知識や雇用経験がないことから障害者雇用をためらっている事業所に、短期間、試行雇用してもらうことにより、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図ります。

- ・ 期間 原則3か月
- ・ 助成金 対象者1人あたり月4万円(最長3か月)

(問い合わせ先) ハローワーク

事業主に対する相談援助

障害者雇用の相談や情報提供を行うほか、障害者雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じ「事業主支援計画」を作成して、雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に実施するものです。

(問い合わせ先) 香川障害者職業センター

精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び精神障害者を雇用する事業主に対して、主治医との連携の下で、雇用促進、職場復帰、雇用継続のための専門的支援を行うものです。

(問い合わせ先) 香川障害者職業センター

雇用相談・講習会等の開催

障害者の雇用と職場定着を図るため、事業主に対し、雇用相談や各種講習等を開催しています。

(問い合わせ先) ハローワーク
高齡・障害・求職者雇用支援機構香川支部
高齡・障害者業務課

就労支援機器の貸出事業

障害者を雇用する事業主等に対し、障害者の就労を支援する機器を一定期間無料で貸し出すことにより、障害者の雇用促進を図るものです。

(問い合わせ先) 高齡・障害・求職者雇用支援機構香川支部
高齡・障害者業務課

障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口相談や職場・家庭訪問等による指導を実施することで、障害者の職業生活における自立を支援します。事業主の方に対し、障害者雇用に関する助言も行っていますので御活用ください。香川県内には、現在4か所の就業・生活支援センターが設置されています。

障害者就業・生活支援センター 共生

〒769-2702 東かがわ市松原1331-5
TEL 0879-24-3701
運営法人：社会福祉法人 恵愛福祉事業団

障害者就業・生活支援センター オリーブ

〒761-8042 高松市御蔵町546-1
TEL 087-816-4649
運営法人：社会福祉法人 香川県手をつなぐ育成会

障害者就業・生活支援センター くばら

〒763-0073 丸亀市柞原町185-1
TEL 0877-64-6010
運営法人：医療法人社団 三愛会

障害者就業・生活支援センター つばさ

〒768-0014 観音寺市流岡町1021-18
TEL 0875-24-9752
運営法人：社会福祉法人 三豊広域福祉会

障害者の雇用を支援する機関・施設（問い合わせ先）

1 香川労働局

障害者雇用の確保のために、準備段階から採用後の定着支援まで一貫して企業を支援する「チーム支援」など、様々な施策を実施しています。

職業安定部職業対策課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館3階 TEL 087-811-8923

2 ハローワーク（公共職業安定所）

専門の職員・相談員を配置して、ケースワーク方式による職業相談や就職のあっせん、就職後のアフターケア、職業訓練のあっせんなど、一貫した各種援助を行っています。また、事業主の方には、障害者の採用等の相談に応じています。

ハローワーク高松	〒761-8566	高松市花ノ宮町2-2-3	TEL 087-869-8609
ハローワーク丸亀	〒763-0033	丸亀市中府町1-6-36	TEL 0877-21-8609
ハローワーク坂出	〒762-0001	坂出市京町2-6-27 坂出合同庁舎2F	TEL 0877-46-5545
ハローワーク観音寺	〒768-0067	観音寺市坂本町7-8-6	TEL 0875-25-4521
ハローワークさぬき	〒769-2301	さぬき市長尾東889-1	TEL 0879-52-2595
ハローワーク東かがわ出張所	〒769-2601	東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎	TEL 0879-25-3167
ハローワーク土庄	〒761-4104	小豆郡土庄町甲6195-3	TEL 0879-62-1411

3 香川県立高等技術学校

職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、職業の各分野で活躍できる実践的な技術者や技能者の育成に努めています。

香川県立高等技術学校 高松校

〒761-8031 高松市郷東町587-1 TEL 087-881-3171

香川県立高等技術学校 丸亀校

〒763-8513 丸亀市港町307 TEL 0877-22-2633

4 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

香川障害者職業センター、香川支部 高齢・障害者業務課

香川障害者職業センターでは、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助やうつ病等による休職中の方の復職支援まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。事業主の方には、障害者の受入れや定着に関する支援も行っています。

また、香川支部 高齢・障害者業務課では、障害者雇用に関する啓発活動や職業生活相談員資格認定講習の開催等を行っているほか、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金及び報奨金の申告・申請、各種助成金の申請受付を行っています。

香川障害者職業センター

〒760-0055 高松市観光通2-5-20 TEL 087-861-6868

香川支部 高齢・障害者業務課

〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内 TEL 087-814-3791

発行：香川県商工労働部労働政策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10 TEL 087-832-3369